

ワーキンググループ（WG）の設置について（案）

（趣旨）

難病対策に係る治療研究の推進、医療体制の整備、在宅生活支援等の総合的な施策の実施や支援の仕組みの構築について、具体的かつ技術的な検討を効果的に進めるため、以下のワーキンググループを設置する。

（設置案）

（１）難病研究・医療体制ワーキンググループ（WG）

〔メンバー案〕

難病患者

医療関係者（難病診療医師，研究者〔神経疾患、膠原病等〕）

医療関係者（治療法開発、創薬）

都道府県難病担当者（難病医療体制） 等

（２）在宅看護・介護等ワーキンググループ（WG）

〔メンバー案〕

難病患者

在宅看護・介護関係者

就労支援関係者

保健所等難病担当者（難病福祉実施主体） 等